

事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

－ 令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正 －

退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大（基本原則）

- 令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されました。この改正により、以下の1、2の人（個人事業者、他社の労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない）に対しても保護措置の実施が義務付けられます。
 - 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
 - 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等
- 対象となる条文は、次の4つの省令において、作業場所に起因する危険性への対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）を規定する条文（労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2根拠）です。
 - ・ 労働安全衛生規則 ・ ボイラー及び圧力容器安全規則 ・ クレーン等安全規則 ・ ゴンドラ安全規則

車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の7第1項（改正）

- 車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、貨物自動車等）を用いて作業を行う時は、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、**当該作業場所において作業に従事する者が立ち入ることについて、立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**ただし、誘導者を配置し、その者に車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りではありません。

積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の70第2項（新設）

- 一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸し作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その者に関係労働者以外の労働者に立ち入らせない等の法定の事項を行わせなければなりません。
今般、積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、**労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**



はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第433条（改正）

- はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、**当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**

※「その他の方法」：立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨ではありません。



事業者が行う退避や立入禁止等の措置に係る 労働安全衛生規則一部改正のQ&A

Q 1 退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大されたとはどういうことですか？

A 1

- ◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対してのみ「退避」や「立入禁止」等の措置を行わなければなりませんでした。この措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されたということです。これにより、事業者は、危険箇所で行う作業に従事したり、危険箇所で行う作業の一部を請け負う個人事業者や他社の労働者、資材搬入業者などの直接雇用契約の無い者に対しても、「退避」や「立入禁止」等の措置をしなければならないことになったということです。



Q 2 車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

A 2

- ◆ フォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業場所に作業に従事する者が立ち入ると、運転中の車両系荷役運搬機械等やそれらの機械が取り扱っている荷に接触することにより危険が生ずるおそれがあるので、その箇所に、作業員が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが義務付けられたということです。ただし、誘導者を配置して、誘導者にフォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を誘導させるときは、「立入禁止」や、「見やすい箇所に表示する」ということは必要ありません。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。（6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。）

Q 3 積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

A 3

- ◆ 一の荷で、その重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸す作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その積卸し作業指揮者に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないようにするなどの事項を行わせなければなりません。
- ◆ 積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



Q 4 はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

A 4

- ◆ はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。なお、作業箇所を通行する者を安全に通行させるために必要な指示をすることは、はい作業主任者の職務です。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



Q 5 今回の省令改正により、作業指揮者やはい作業主任者の職務との関係はどのようなになりますか？

A 5

- ◆ 事業者は、作業指揮者を定め、当該指揮者に労働者の立入りを禁止させ、又ははい作業主任者に作業箇所を安全に通行させるために必要な指示をさせることがありますが、労働者以外の作業に従事する者と、作業指揮者の間には指揮命令関係が存在しないことを踏まえて、作業指揮者等の義務の追加ではなく、事業者の直接の義務として「労働者以外の作業に従事する者」の立入りを禁止することとしています。
- ◆ なお、事業者がその義務を果たすための方法として、作業指揮者又ははい作業主任者、あるいは双方に当該措置の実施を命じることにより、労働者以外の作業に従事する者に対する立入禁止の措置を講ずることも認められます。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積み卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くことが適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A①

昇降設備とその要件とは何ですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。作業員の墜落・転落を防止するという目的に照らして、適切な昇降設備を設置することが必要です。



昇降設備の例



※昇降グリップ(手すり)がある方がより安全です

- ◆ 安全に昇降できるよう、昇降設備の構造は、手すりのあるものや、踏板に一定の奥行きがあるものにしましょう。
- ◆ 貨物自動車に設置されている昇降用ステップを使わせる場合は、三点支持(両手、両足の四点のうち三点で身体を支えること)ができるよう、昇降グリップをつけましょう。



▲ 鋼製グリップ

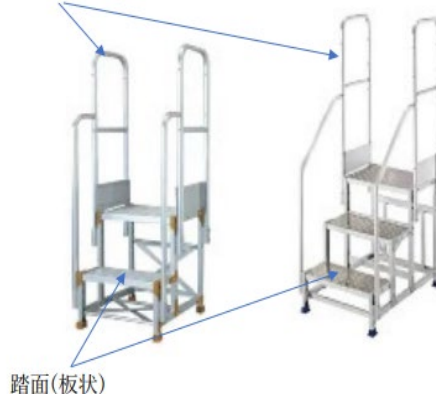
▼ ヒンジ連結タイプ



安全な昇降設備とはどのようなものですか？

- ◆ 地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること(角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要)
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること

手がかり(手すり)



踏面(板状)

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A②

保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- ◆ テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、以下の場合は保護帽の着用義務は適用されません。※
 - テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合
 - テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき

		荷台側面が構造上 開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要（TGL使用時のみ）
	TGLなし	必要	不要

※保護帽着
用の適用除
外は、この
部分のみ

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

- ◆ 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。
- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A③

保護帽とは何ですか？その要件とはどんなものですか？

- ◆ **保護帽とは「ヘルメット」です。**労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。
- ◆ この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があります。
- ◆ **荷役作業では、型式検定（国家検定）に合格した、帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた、「墜落時保護用」の製品を使用することが必要です。**

1 墜落時保護用

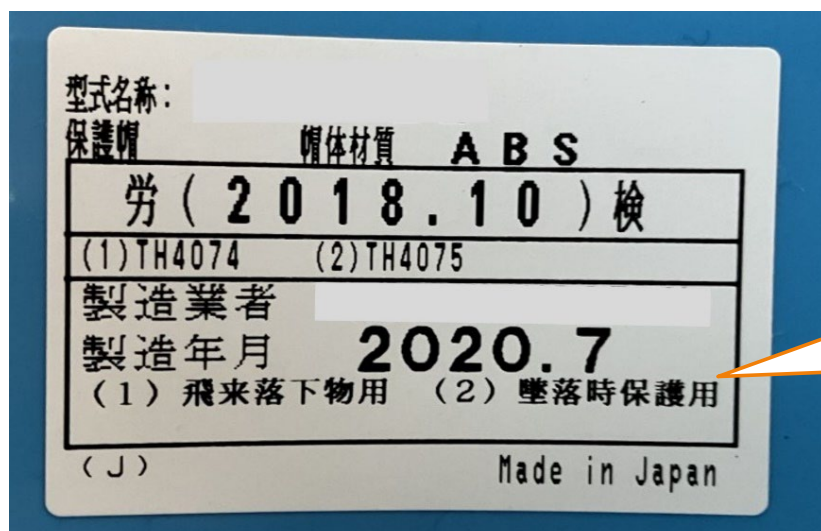
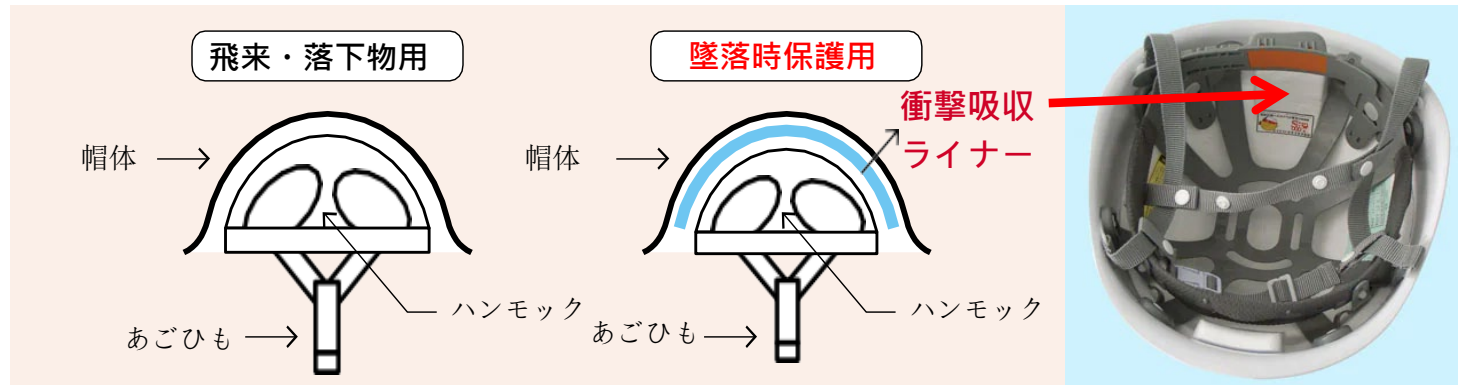
「墜落による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

2 飛来・落下物用

「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

着用時のポイント

- ①「墜落時保護用」を使用すること
- ②傾けずに被ること
- ③あご紐をしっかりと確実に締めること
- ④破損したものは使わないこと
- ⑤耐用年数を守ること



検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。
「墜落時保護用」の記載があることを確認しましょう。

ここに注目！

荷役作業では、「飛来落下物用」しかないものは、使ってはいけません。

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A④

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

- ◆ 特別教育は労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに、事業主が行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要**があります。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、**現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め**、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。
- ◆ 特別教育カリキュラム

科 目	範 囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間以上
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間以上
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間以上
実 技 教 育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間以上

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

科 目	省略することが できる者	荷役ガイドラインに基 づく荷役作業従事者 教育(教育内容に テールゲートリフター を含むもの)受講者	陸災防が令和4年度 に実施した、「ロール ボックスパレット及び テールゲートリフター 等による荷役作業安 全講習会」受講者	令和6年2月1日時点に おいて荷を積み卸す 作業を伴うテールゲ ートリフターの操作の業 務に、6月以上従事し た経験を有する者
テールゲートリフターに 関する知識		省略可	省略不可	45分以上 受講必要
テールゲートリフターに よる作業に関する知識		省略可	省略可	省略不可
関係法令		省略不可	省略不可	省略不可
実 技 教 育		省略不可	省略不可	1時間以上 の受講必要

- ◆ 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「**6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金**」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「**50万円以下の罰金**」となります。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑤

運転位置から離れる場合どのような措置が必要ですか？

運転者が運転位置から離れる場合には、貨物自動車の逸走を防ぐため、

- ① 荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ② 原動機（エンジン）を止めること
- ③ ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずることが義務付けられています。（労働安全衛生規則第151条の11）

しかしながら、

- ◆ エンジンを止めると荷役装置が動かさない荷役運搬車両（貨物自動車）では、運転者一人だけで荷役作業を行うことはできない。
- ◆ 荷役装置の一種であるテールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

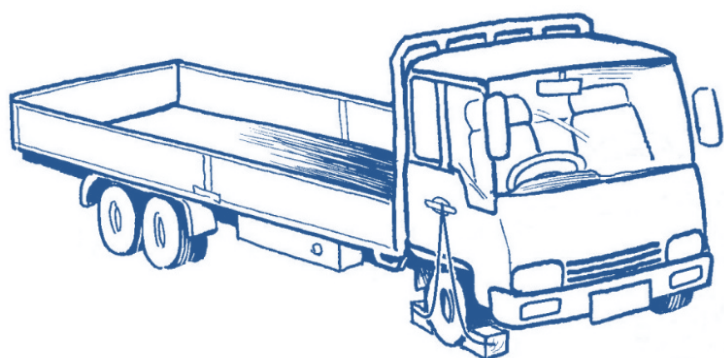
というような実態があることから、

令和5年10月1日施行の新たな規制では、

- ◆ 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、①と②の義務は適用除外となり、

- ① 荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置かなくてもよい
- ② エンジンを停止しなくてもよいこととなりました。

**ただし、③は適用除外にはなりません。
逸走防止措置を講じることは必要です。**



貨物自動車の逸走防止措置としては、**ブレーキを確実にかけること**のほか、**輪止め**などの方法があります。

エンジンがかかった状態で荷役作業を行う場合は、ブレーキを確実にかける等の**逸走防止措置を確実に講じるよう**にしてください。

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑥

労働安全衛生法には罰則がありますか？

労働安全衛生法では、事業者等にその実施義務等を確実に履行させるために多くの条文に罰則がついています。この度の労働安全衛生規則改正部分に適用される罰則の条文として、安衛法第119条、120条があります。

条 文	処分内容(例)	罰 則
安衛法 第119条	・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育を行わなかった事業者 ・昇降設備を設置しなかった事業者 ・保護帽の着用をさせなかった事業者 ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった事業者	6月以下の懲役または 50万円以下の罰金
安衛法 第120条	・昇降設備の設置が義務付けられている貨物自動車で昇降設備を使用しなかった労働者 ・保護帽の着用が必要な貨物自動車で、保護帽を使用しなかった労働者 ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった労働者 ・特別教育の記録を保存していなかった事業者	50万円以下の罰金

白ナンバーの貨物自動車で、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業においても、作業員への特別教育が必要ですか？

**労働安全衛生法では、緑ナンバーと白ナンバーは区別されませんので、白ナンバーのトラックでも特別教育は必要です。
また、トラックの最大積載荷重の規程はないので、軽自動車のトラックでも特別教育は必要です。**

なお、特別教育の受講対象者は次のとおりです。

- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、**テールゲートリフターを使用する業務**も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの**昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人**にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

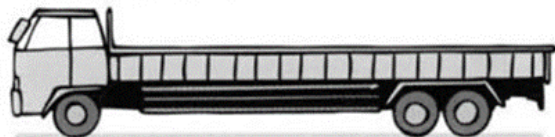
貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑦

保護帽の着用が必要な貨物自動車とはどんな自動車ですか？

◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。

- 最大積載量5トン以上
- 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）又は構造上開閉できる貨物自動車

平ボディ型



ウイング型



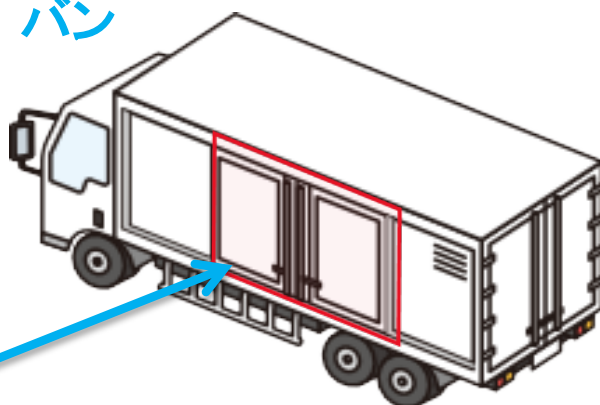
バン



ウイング車でウイングを閉じて開き止めをし、後部扉だけで荷の積み卸し作業を行う場合であっても、ヘルメットの着用が必要です。

いわゆる**バンタイプ**の車両（荷台の四方が囲まれた箱型のもの）で**後部の扉を開けて荷の積み込み作業を行う場合**（引越し作業や、宅配作業）においては、ヘルメットの着用義務はありません。

バン



ウイング車以外の**バンタイプ**で、荷台の**側面に扉があり、その扉が後部の扉より広い範囲で開くものは、ウイング車と同じように取り扱われることになり、ヘルメットの着用が必要です。**

最大積載量2トン以上5トン未満の**テールゲートリフター（TGL）が設置されている貨物自動車**で荷を積み卸す作業を行うときにおいて、**テールゲートリフター上の荷を地面に立って支える者**には保護帽の着用の義務はありませんが、**着用が望ましい**とされています。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑧

昇降設備に含まれるものはどのようなものですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。



昇降設備の例

あおり内側
回転式ステップ



※昇降グリップ
(手すり)がある
ものや、踏板に
一定の幅や奥行
があるものがよ
り安全です

安全な昇降設備とは

- ◆ 地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること(角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要)
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること

昇降設備の例

サイドステップ



横に長い「すのこ」、
あるいは三本の棒のよ
うな、いわゆる「巻き
込み防止柵」は、昇降
設備ではありません。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑨

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、次の場合は特別教育は必要ですか？

Q1 テールゲートリフターを開かなければ荷役作業ができない構造の貨物自動車において、当該貨物自動車の後部扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合

A1 荷の積み卸し作業を伴わず、扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合、**特別教育は不要**（定期点検等の業務と同様）。

A1 後部扉を開けた後、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、**特別教育が必要**（単に扉を開けるためにテールゲートリフターを操作するものではないため）。



Q2 テールゲートリフターを操作することなく、テールゲートリフター上を経由して荷台とプラットフォームの間に荷役作業を行う場合

A2 単にテールゲートリフター上を経由して荷の積み卸し作業のみを行う場合、**特別教育は不要**。

A2 テールゲートリフターの稼働スイッチを操作する場合、テールゲートリフターのキャスターストッパー等を操作する場合、昇降板の展開や格納の操作を行う場合、**特別教育が必要**。

Q3 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム）が設置され、これに接続するためにテールゲートリフターを操作する場合

A3 プラットフォームに接続後の作業において、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、**特別教育が必要**。



事業者は、特別教育の受講者、受講日時、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要があります**。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑩

昇降設備の設置に関する質疑応答です

Q1 産業廃棄物運搬用トラックの後部あおり下に設けたU字型のパイプ状のものは昇降設備になりますか。

A1 写真のように、パイプ状のものに踏み面を装着できるならばステップとして使用することが可能です。パイプ状のものは、そのままでは滑るおそれがあり昇降設備としてふさわしくありません。



Q2 昇降設備は荷主に用意してもらえるのですか。

A2 昇降設備の設置義務者は、貨物自動車で荷を積卸しする作業を行う事業者ですが、荷主が管理する施設に荷台への昇降設備を備え付けることは、墜落・転落災害を防止する上で有効な対策となるので、特に反復・定期的に荷の運搬を行う場合には、荷主と協議することを推奨します。

Q3 昇降設備は、トラック一台に一つあればよいのですか。また、三点支持のためのグリップが必ず必要ですか。

A3 トラック一台に一つ以上有ればよいものです。また、グリップは法定の設備ではありませんが、安全に昇降するためにはできる限り装着した方がよいでしょう。

Q4 昇降設備は、トラックに装着しているものでなければならないのですか。

A4 安全に昇降するための設備であればトラックに装着されている必要はなく、例えば、あおりに掛けて使用する手すりの着いた階段や脚立のようなものでもよいでしょう。

Q5 最大積載量2トン未満の軽自動車でも昇降設備は必要ですか。

A5 最大積載量が2トン未満の貨物自動車であっても、高さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは、昇降設備が必要です。（労働安全衛生規則第526条）

Q6 自動車を運搬するキャリアカーにおいて、荷台が斜めになり荷台の先端が着地した状態で荷（自動車）を乗せる作業では、昇降設備は必要ですか。

A6 荷台に人が上らない場合は昇降設備は必要ありませんが、自動車を乗せた後、固縛等で作業員が荷台に上る場合には昇降設備が必要です。

Q7 昇降設備の踏み面は、何cm位あればよいのですか。

A7 明確な法的基準はありませんが、15～20cm位あれば安全と考えられます。



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑪

保護帽（ヘルメット）の着用に関する質疑応答です

Q1 2トン以上のテールゲートリフター車（床下収納式）でプラットフォームに後部を直付けしているときは保護帽（ヘルメット）は必要ですか。

A1 プラットフォームにトラックの後部が直付けされ、墜落の危険が無い状態で荷の積卸し作業を行う場合には、保護帽（ヘルメット）は不要です。

Q2 2トン以上のテールゲートリフター車で洗車を行うときも保護帽（ヘルメット）の着用は必要ですか。

A2 荷の積卸しを行わないのであれば保護帽（ヘルメット）は不要ですが、荷台等の上で、洗車作業を行う場合には保護帽を着用することが望ましいでしょう。

Q3 ウイング車で荷の積卸しに後部扉しか使用しない場合でも、保護帽（ヘルメット）は必要ですか。

A3 物理的にウイングが使用できないようにする加工をしない限り、荷台の側面が開放できる貨物自動車に該当しますから、荷の積卸し作業を行う場合は保護帽（ヘルメット）の着用が必要です。

Q4 2トン以上のテールゲートリフター車でプラットフォームに昇降板を橋渡ししているときは、保護帽（ヘルメット）の着用は必要ですか。

A4 荷の積卸しを行わないのであれば保護帽（ヘルメット）は不要ですが、プラットフォームに接続した後、荷の積卸し作業を行うのであれば保護帽（ヘルメット）の着用が必要です。

Q5 2トン以上のテールゲートリフター車で、昇降板を中間位置で停止させて、ステップとして使用する場合において、配達のために荷物を持って降りる際は保護帽（ヘルメット）の着用が必要だと聞きましたが、荷物がメール便のようなものでも必要ですか。

A5 メール便のような荷物を片手だけで持っている場合も、荷物の積卸しを行っているとして認められますので、保護帽（ヘルメット）の着用が必要です。



貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑫

テールゲートリフターの取扱いに関する質疑応答です

Q1 テールゲートリフターは、年次点検、月次点検などの定期自主検査をしなければならないのですか。

A1 テールゲートリフターは、労働安全衛生規則第151条の75 第2号の「荷役装置」に該当しますので、同条に基づき作業開始前の点検を行わなければなりません。年次点検や月次点検は義務づけられていませんが、メーカーの取扱説明書に従った点検を行うように心がけてください。

Q2 ガスボンベを垂直式テールゲートリフターで積み卸すときは、作業者が一緒に乗って支える方が安全だと思われるがどうですか。

A2 どのような荷であっても、取扱説明書等でテールゲートリフター動作時の作業員の搭乗を認めていない場合には、人が荷と一緒に乗って荷を支えながらテールゲートリフターを操作することは、主たる用途以外の使用に当たります。

Q3 垂直式テールゲートリフターにはキャストーストッパが無いものがありますが、昇降作業及び点検ではどうするのですか。

A3 昇降作業では、ゴム製のキャストーストッパを使用して荷のずれを防止する方法があります。点検においては、キャストーストッパの項目は省略してください。

Q4 テールゲートリフターの点検項目はありますか。

A4 テールゲートリフターが正常に作動する状態であることを確認するために、昇降板の昇降、展開、格納等の作動確認、昇降板や油圧ホース等の損傷の有無といった状態確認などを行う必要があります。具体的な点検項目については、テールゲートリフター特別教育用テキスト（テールゲートリフター作業員必携）の31ページ又はテールゲートリフターの安全作業ハンドブック5ページに記載しています。

テールゲートリフター日常点検項目

【 年 月 日実施】

1 作動確認 (異音確認を含む)	正常	異常
① 昇降	☐	☐
② 展開・格納	☐	☐
③ キャスターストッパ (本体の亀裂、損傷、変形、腐食、スプリングのへたり、変形)	☐	☐
④ ゲートロック	☐	☐
⑤ チルトブロック (後部格納式のみ)	☐	☐
2 状態確認 (本体の亀裂、損傷、変形、腐食、水平度 (前後左右のねじれ))	正常	異常
① 昇降板	☐	☐
② 昇降板の折れ部 (床下格納式のみ)	☐	☐
3 油圧配管、油圧ホース、油圧シリンダ	正常	異常
① 亀裂、損傷、腐食、劣化	☐	☐
② 接手のゆるみ、油漏れ	☐	☐
4 電気	正常	異常
① メインスイッチの損傷、機能確認	☐	☐
② 操作スイッチの損傷、機能確認	☐	☐
③ リモコンコードの損傷	☐	☐
5 ワイヤロープ (垂直式のみ)	正常	異常
① 素線切れ	☐	☐
② 損傷、変形、摩耗	☐	☐
6 緊急停止装置 (垂直式のみ)	正常	異常
① 作動確認	☐	☐
② 亀裂、損傷、変形、腐食	☐	☐

【参考】潤滑状態の確認：グリース塗布は1か月ごと

※寒冷地では塩化カルシウムによる腐食が劣化要因になるため注意が必要である。

点検実施者

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑬-1

テールゲートリフター特別教育に関する質疑応答です

Q1 特別教育の講師になるための教育を受けた場合、教育を実施できるのは自社内だけで
すか、他社でも教育できますか。また、特別教育を受けた作業者が他の作業者に対する特
別教育の講師になることができるのですか。

A1 自社内での教育に限定するものではありません。また、特別教育の講師に資格要件
の定めはありませんが、安全衛生特別教育規程第7条の4に定める、テールゲートリフ
ターの操作の業務に係る特別教育の科目及び範囲を規定の時間実施するために、イン
ストラクター養成講座を受講した方に特別教育を行っていただくことを推奨します。

Q2 最大積載量2トン未満の軽自動車でもテールゲートリフターの操作には特別教育が必
要ですか。

A2 特別教育に関しては最大積載量の規定がないため、最大積載量が2トン未満の貨物
自動車であっても、テールゲートリフターによる荷役作業に従事する者には、特別教
育が必要です。

Q3 6ヵ月以上従事しているものに対する特別教育は、学科45分でよいのですか。

A3 学科教育のうち、「テールゲートリフターに関する知識」について、45分以上と
することができますが、「テールゲートリフターの操作に関する知識」と「関係法
令」の省略はできないため、学科教育は最低でも、3時間15分は必要です。

Q4 倉庫内での作業で、荷主の作業者が、テールゲートリフターの昇降板上に乗って荷を
支える行為でも特別教育は必要ですか。

A4 昇降板上に荷とともに乗って昇降しながら荷を支える行為は主たる用途以外の使用
であり、荷主の作業者であっても行ってはならない行為です。

テールゲートリフターを用いた荷役作業を荷主の作業者が行う場合には、当該荷主
の作業者もテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の受講が必要です。

Q5 特別教育は2月1日以降実施すればよいのですか。一方、2月1日以降テールゲート
リフターによる荷役作業に従事する者には、いつ特別教育を実施すればよいのですか。

A5 2月1日以降は、特別教育を修了した者でないとテールゲートリフターを使用する荷
役作業に従事することができませんので、1月31日までに特別教育を実施しておく必要
があります。また、2月1日以降、テールゲートリフターによる荷役作業に従事する者
は、当該作業に従事するまでに特別教育を実施しておくことが必要です。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑬-2

テールゲートリフター特別教育に関する質疑応答です

Q6 特別教育を受けた作業者には修了証の発行が必要です。誰が発行するのですか。

A6 特別教育を実施した者に当該特別教育に係る修了証を発行する義務はありませんが、受講修了者が例えば、荷主等に対して当該特別教育を受講していることを示すために修了証を所持していることは望ましいものです。

修了証は、当該特別教育の実施者（社内で実施した場合は事業主）が発行することとなります。

なお、陸災防では、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育受講記録を記載できる「テールゲートリフターの安全作業ハンドブック」を提供していますのでご活用ください。

Tale Gate Lifter Safe Work Handbook

テールゲートリフター特別教育受講記録

受講者氏名

学科教育

科 目	時 間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターに関する知識			
テールゲートリフターによる作業に関する知識			
関係法令			

実技教育

科 目	時 間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターの操作方法			

Q7 昇降板上にある荷を卸す作業のみでも特別教育は必要ですか。

A7 キャスターストッパの操作も含め、テールゲートリフターの操作を全く行わず、昇降板上にある荷を卸す作業のみを行うのであれば、特別教育は不要ですが、厚生労働省は特別教育の受講を推奨しています。